

津野町飲食店等感染対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津野町補助金等交付規則（平成17年2月1日規則第36号。以下「規則」という。）に基づき、津野町飲食店等感染対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 商工業者が実施する新型コロナウイルス感染症等の感染対策を支援し、従業員や利用者をはじめとする住民等の安心・安全を確保と商工業者の事業継続に寄与することを目的とする。

(補助対象事業者及び実施主体)

第3条 本要綱に基づく補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、町内に事業所を有する個人及び団体で、来客、利用者（従業員は除く）からの収入をもって事業を営む者とする。

2 前項の補助対象事業者は、町税及び使用料等を滞納していない者とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 前条の規定による補助事業のうち備品購入費及び工事改修費に係る補助金交付申請及び関係書類は次に掲げるとおりとし、町長にそれぞれ1部ずつ提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 個別事業計画書
- (3) 個別事業計画の積算基礎
- (4) 収支予算書
- (5) 同意書兼誓約書（第2号様式）

2 前条の規定による補助事業のうち消耗品購入費に係る補助金交付申請及び関係書類は次に掲げるとおりとし、町長にそれぞれ1部ずつ提出しなければならない。

- (1) 交付申請書兼請求書兼実績報告書（第3号様式）
- (2) 同意書兼誓約書（第2号様式）
- (3) 実施した補助事業の内容が分かる資料（写真等）

3 第1項及び第2項の規定による申請をするに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定

する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかであるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(申請の審査および認定)

第6条 町長は、申請の認定の可否を審査するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の構成は、副町長、総務課長、まちづくり推進課長、産業課長、商工会事務局長、高知県地域支援企画員、その他町長が必要と認める者をもって組織し、委員長は副町長とする。

3 町長は、第5条第1項の規定により、申請者から申請があったときは、面談を行い、審査委員会に付したうえ、申請を審査し、補助金を交付すべきと認めた場合は速やかに認定し、交付決定通知書(第4号様式)で申請者に通知する。

4 審査にあたり、町長は必要に応じ外部有識者及び申請者の所属する団体等の意見を徴することができる。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金の交付目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(2) 補助事業の実施にあたっては、別表2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等排除に係る町の取り扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助事業の変更又は中止等)

第8条 補助対象事業者は、第4条の規定による補助事業のうち備品購入費及び工事改修費に係る内容等について、変更又は中止等をしようとするときは、事前に補助金変更交付申請書(第5号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業経費の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合の変更についてはこの限りでない。

(補助事業の実績報告)

第9条 第4条の規定による補助事業のうち備品購入費及び工事改修費に係る実績報告は補助金事業実績報告書(第6号様式)により、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は令和5年1月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の補助金事業実績報告書(第6号様式)には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

- (1) 個別事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 実施した補助事業の内容が分かる資料（写真等）

（補助金の確定及び交付）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査及び必要に応じて行う調査等により検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第7号様式）により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 補助対象事業者は、前項の補助金の確定後に補助金請求書（第8号様式）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（取得財産等の管理等）

第11条 補助対象事業者は、本要綱に基づく補助金を活用して取得し、又はその効用が増加した財産等について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

（交付決定の取り消し等及び返還）

第12条 町長は、第6条の規定により交付の決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による交付の決定を取り消し、すでに補助金を交付した場合にあっては当該交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、当該交付の決定を取り消したものに通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金を返還させるときは、期限を定めてその返還を命ずることがある。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（附則）

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。